

# 「相模原市トライアル発注認定制度」について

## ■ 目的

優れた新製品の生産及び新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る市内中小企業者を認定し、その新製品・新役務の販路開拓を支援するとともに、その一部を市が試験的に購入し、評価する制度です。  
※市は認定製品について一定の審査をしていますが、製品の品質等を保証するものではありません。

## ■ 認定対象者

相模原市内に事業所を有し、かつ市民税を完納している中小企業者等

## ■ 認定要件

- 既存製品等とは著しく異なる優れた使用価値
- 市場性が見込み
- 生産・提供、資金調達方法の確実性
- 相模原市の機関における使用の見込み

## ■ 認定期間

認定された日から2年後の年度末まで

## ■ 認定されると・・・

- ・市HPへの掲載やPR動画・カタログ作成などによる認定製品のPR
- ・展示会やイベントに「相模原市トライアル発注認定製品」として出展
- ・(公財)相模原市産業振興財団が実施する「見本市出展助成事業」における助成率等の優遇  
※別途審査があります。
- ・市の機関における試験導入及び製品評価(随意契約)  
※認定された製品すべてを購入するものではありません。



テクニカルショーヨコハマへの出展



詳しくはこちら▶

